^{令和 5 年度} 墜落災害防止強調月間

夏季: 7月1日から31日まで 冬季:12月1日から31日まで

墜落による死傷災害は、他の労働災害に比べ被災による重篤度が高くなっております。三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」として、墜落災害防止の取組を推進しています。このチェックリストを活用して、作業場所の墜落によるリスクの低減を図りましょう。

□1 足場、屋根等からの墜落・転落災害を防止しましょう。

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢に よる作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

- ┗①足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置してください。※
- □②足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置してください。
- □③作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置してください。※
- □④フルハーネス型安全帯等の高さに応じた墜落制止用器具を使用してください。※
- □⑤必要に応じて、墜落制止用器具を使用するための親綱を設置してください。※
- □⑥床材、手すりなどの点検、補修を行ってください。※
- □⑦作業手順を周知してください。
- □⑧新規入場者教育など必要な安全衛生教育を行ってください。※
 - ☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

□2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害を防止してください。

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生しています。その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー (移動式足場) や作業台などの使用を検討しましょう。

- □①移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止してください。
- □②はしごの上部・下部の固定状況を確認してください。※ (固定できない場合は、他の人がはしごを支えてください。)
- □③はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。
- □④はしごの立て掛け角度を75度程度確保してください。
- □⑤はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしてください。
- □⑥はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持たずに昇降してください。
- □⑦脚立の天板に乗って作業をしないでください。
 - ☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。※は未実施の場合、法令に抵触することがあります。



□3 荷役作業時における墜落・転落災害を防止しましょう。

荷役作業の災害は、荷台作業中の足の滑り、つまづき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で転落する災害も発生しています。

- □①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用してください。
- □②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行って ください。
- □③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や 地上を移動することを検討してください。
- □④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしてください。
- □⑤テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業の 特別教育が義務化されました。
- □⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を 設置してください(積載荷重2トン以上)。
- □⑦保護帽を着用してください(積載荷重2トン以上)。



墜落災害発生状況の推移(休業4日以上の死傷者数)



■製造業 ■建設業 ■運送業(貨物取扱含む) ■その他の業種 ●合計

令和4年1月2日より、旧規格の墜落制止用器具(いわゆる安全帯と呼ばれていたもの)の使用が禁止されましたのでご注意ください。



墜落による死亡災害の発生状況

墜落による死亡災害の発生状況			
発生月	業種	被災者の 職種・年齢	災害発生状況
令和 5 年 1 月	教育研究業	作業員・40代	被災者は、事務所3階の窓心きを行っていたところ、地面に墜落した。
令和 5 年 1 月	食料品製造業	作業員・60代	被災者は、工場内の中 2 階から床面に墜落した。
令和4年 4月	無機•有機化学 工業製品製造業	作業者・20代	被災者は、反応器の内部を縄梯子で上っていたところ、約10メートルの高さから墜落した。
令和4年 2月	木造家屋 建築工事	大工・50代	被災者は、新築の建築工事現場において、石膏ボードを張っていたところ、約4メートルの高さから墜落した。
令和 3 年 10 月	その他の建設業	作業員•50代	被災者は、締固め用機械を運転し、躯体基礎上を移動していたところ、躯体端から約3メートル下へ墜落した。
令和 3 年 2 月	その他の建設業	作業員・50 代	被災者は、工場屋根上で修理作業をしていたところ、屋根スレートを踏み抜き、約7メートルの高さから墜落した。
令和 3 年 2 月	紙加工品製造業	作業員・60代	被災者は、テント倉庫において、フォークリフトの爪に刺したパレット上でテントの捲れを直していたところ、約3メートルの高さから墜落した。
令和 2 年 11 月	その他の建設業	作業員・50 代	被災者は、トラックのキャビン上において、屋根材の荷上げ作業をしていたところ、約 2メートルの高さから墜落した。
令和 2 年 10 月	その他の 土木工事業	型枠大工・60代	被災者は、倉庫2階で床上操作式クレーンを用いていたところ、2階床面の開口部から 約4メートル下の 1 階床面に墜落した。